

聖籠町指定介護予防支援等事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第11号

聖籠町指定介護予防支援等事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

聖籠町指定介護予防支援等事業に関する基準等を定める条例（平成27年聖籠町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「法第8条の2第18項」を「法第8条の2第16項」に改め、同条第4項中「介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」を「介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」に改める。

第6条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第15条第1項中「（同条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）」を削る。

第32条第9号中「のために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第13号の次に次の1号を加える。

(13)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第32条第20号中「以下」を「次号及び第21号において」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(20)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。